

株式会社 MID ALFA

MIDレンタカー 貸渡約款

第1章 総則	
第1条(約款の適用)	1
第2章 予約	
第2条(予約の申込み)	1
第3条(予約の変更)	1
第4条(予約の取消し等)	1
第5条(代替レンタカー)	1
第6条(免責)	2
第7条(予約業務の代行)	2
第3章 貸渡し	2
第8条(貸渡契約の締結)	2
第9条(貸渡契約の締結の拒絶)	2-3
第10条(貸渡契約の成立等)	3
第11条(貸渡料金)	3
第12条(借受条件の変更)	3
第13条(点検整備及び確認)	3
第14条(貸渡証の交付、携帯等)	
第4章 使用	3
第15条(管理責任)	3
第16条(日常点検整備)	4
第17条(禁止行為)	4
第18条(違法駐車の場合の措置等)	5
第19条(GPS機能)	5
第20条(ドライブレコーダー)	5
第5章 返還	5
第21条(返還責任)	5
第22条(返還時の確認等)	5
第23条(借受期間変更時の貸渡料金)	5
第24条(返還場所等)	6
第25条(不返還となった場合の措置)	6
第6章 故障、事故、盗難時の措置	6
第26条(故障発見時の措置)	6
第27条(事故発生時の措置)	6
第28条(盗難発生時の措置)	6
第29条(使用不能による貸渡契約の終了)	6-7
第7章 賠償及び補償	7
第30条(賠償及び営業補償)	7
第31条(保険及び補償)	7
第8章 貸渡契約の解除	7
第32条(貸渡契約の解除)	7
第33条(同意解約)	7-8
第9章 プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則	8
第34条(電気自動車等の利用)	8
第10章 個人情報	8
第35条(個人情報の利用目的)	8
第36条(個人情報の登録及び利用の同意)	8
第11章 雑則	8
第37条(代理貸渡し)	8-9

第38条(相殺)	9
第39条(消費税)	9
第40条(遅延損害金)	9
第41条(細則)	9
第42条(合意管轄裁判所)	9
第43条(準拠法)	9

株式会社MID ALFA MIDレンタカー 貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条

- 1 当社はこの約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。
- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。この場合、運転者の行為は借受人の行為とみなすものとし、借受人は運転者による約款等の違反について一切の責任を負うものとします。

第2章 予約

(予約の申込み)

第2条

- 1 借受人は、レンタカーを借り受けるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品および仕様・装備の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申し込みを行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第37条第1項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合(同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代替レンタカーとして貸し渡す場合を含みます。)を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

(予約の変更)

第3条

- 1 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 借受条件の変更(車種クラスの変更を伴うものに限る)が、借受開始日時の48時間前を過ぎた後に行われる場合、借受人は別に定める変更手数料を支払うものとします。
- 3 借受人の都合(持込荷物の過多等)により、当日に車種クラスの変更を希望する場合、当社に提供可能な代替車両がある場合に限り変更に応じます。この場合、借受人は変更後の車種に基づく貸渡料金に加え、別に定める当日変更手数料を支払うものとします。
- 4 前各項の変更によって貸渡料金に不足が生じたときは、借受人はその差額を支払うものとし、余剰が生じたときは、当社はこれを返還するものとします。

(予約の取消し等)

第4条

- 1 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
- 2 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。なお、借受人が事前に連絡することなく予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約が締結されなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。当社は、受領済の予約申込金がある場合は、これを予約取消手数料に充当できるものとし、余剰があるときはこれを借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災、公共交通機関の不通・遅延その他の借受人若しくは当社のいづれかの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(代替レンタカー)

第5条

- 1 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。)の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由(車両の整備不良、配車ミス等)によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由(天災、前借受人による事故・不返還等)によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(免責)

第6条

- 1 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、本条、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、予約の取消しまたは貸渡契約の不締結に起因して借受人に生じた付随的損害(宿泊施設、航空券、その他の予約にかかる費用および事業上の損失等)について、一切の責任を負わないものとします。

(予約業務の代行)

第7条

- 1 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みをすることができます。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対して予約の変更又は取消しを申し込むものとします。ただし、代行業者の営業時間外や緊急を要する場合等、代行業者での手続きが困難なときは、当社に連絡するものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、代行業者が定める独自の規約、条件等が当社の約款と異なるときは、代行業者の規約等が優先して適用されるものとします。

第3章 貸渡

(貸渡契約の締結)

第8条

- 1 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
 - 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
 - 3 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。なお、国際運転免許証等の提示があった場合、当社は併せてパスポートの提示及びその写しの提出を求めることができるものとします。
- (注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいいます。
- (注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類(健康保険証、住民票、公共料金の領収書、パスポート等)の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
 - 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知

を求めます。

- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード、電子マネー、コード決済、その他当社が指定する支払方法による支払いを求めることがあります。

(貸渡の拒絶)

第9条

- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。(1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
(2)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
(3)酒気を帯びていると認められるとき。なお、当社がアルコール検知器等を用いて呼気中のアルコール濃度の検査を行った場合において、当社の定める基準値を超えたとき、又は当該検査を拒否したときを含みます。
(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
(5)暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
(1)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
(2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
(3)過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
(4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があったとき。
(5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(6)当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、執拗な非難、威圧的な言動、SNS等への不当な投稿による名誉毀損の示唆、またはその他合理的範囲を超える負担を要求したとき。
(7)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
(8)別に明示する条件を満たしていないとき。
(9)当社が定める交通ルールや安全操作の指導(インバウンド向け説明等)を理解し、遵守することが困難であると認められるとき。
- 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は別に定める予約取消手数料を支払うものとします。当社は、受領済の予約申込金がある場合はこれを予約取消手数料に充当し、余剰があるときはこれを借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等)

第10条

- 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い(クレジットカード、電子マネー、その他当社が指定する決済手段による支払いを含みます。)、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第11条

- 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - 基本料金
 - 補償料金(当社が別に定める各補償プランの加入料)
 - 特別装備料(チャイルドシート、冬季装備等)
 - ワンウェイ(乗捨)料金
 - 燃料代又は充電代
 - 配車引取料
 - その他の料金(時間外手数料、変更手数料等)
- 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(以下、第14条第1項においても同じとします。)に届け出て実施している料金によるものとします。
- 第2条による予約をした後に当社が貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。
- 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

(借受条件の変更)

第12条

- 1 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。特に、返還日時の延長を希望する場合において、当該レンタカーに次以降の予約があるとき等は、変更を承諾しません。
- 3 借受人は、第1項に従って借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、または延長分にかかる超過料金を支払うものとします。

(点検整備及び確認)

第13条

- 1 当社は道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、第37条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。この確認において、借受人または運転者が異議なく署名した後は、貸渡時点において車体外観に異常がなかったものとみなします。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第14条

- 1 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を、借受人又は運転者に交付するものとします。なお、当該交付は書面または当社が指定する電磁的方法(電子メール等)により行うものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯(電磁的記録による提示を含みます。)しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。なお、電磁的方法により交付を受けた場合は、返還に代えて、当該データを速やかに消去するものとします。

第4章 使用

(管理責任)

第15条

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法(禁煙車における喫煙の禁止、指定燃料の遵守、冬季の凍結防止策等を含みます。)を遵守しレンタカーを使用するものとします。
- 3 借受人又は運転者が前各項の注意義務を怠り、レンタカーを毀損、汚損または紛失したときは、当社に対してその損害を賠償するものとします。

(日常点検整備)

第16条

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。借受人または運転者は、当該点検により異常を発見した場合は、直ちに当社に連絡するものとします。

(禁止行為)

第17条

- 1 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (10) 当社の承諾を受けることなく、禁煙車両内での喫煙(電子タバコ、加熱式タバコを含みます。)を行うこと。
- (11) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。
- (12) レンタカーをサーキット、河川敷、林道、未舗装路等、通常の道路以外の場所で走行させること。
- (13) その他第8条第1項の借受条件、または当社が別に提示する遵守事項に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

第18条

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対して放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものと、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるものとします。
- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車にかかわる反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとします。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
- 9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反にかかわる反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けた時は、当社はすでに支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

- 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

(GPS機能)

第19条

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第25条に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上及びレンタカー業務の適正な運営のために利用するため。
 - (4) 事故が発生した場合に、その発生状況を客観的に把握し、原因を究明するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

(ドライブレコーダー)

第20条

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上及びレンタカー業務の適正な運営のために利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、警察、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 返還

(返還責任)

第21条

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与える一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災、大規模な交通遮断その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 4 借受人又は運転者が、当社の承諾なく借受期間を超過してレンタカーを返還した場合には、借受人は、超過した時間に応じて貸渡料金表に定める超過料金を支払うものとします。ただし、返還時間が借受期間満了時から30分以内である場合には、通常の超過料金のみを適用するものとします。なお、借受期間満了後1時間を経過しても当社への連絡がなく返還されない場合には、第25条(不返還)の規定を準用する場合があります。また、当該無断延長により次の予約その他当社の営業に支障が生じた場合には、借受人は当社に生じた営業損害を賠償するものとします。

(返還時の確認等)

第22条

- 1 借受人又は同乗者がレンタカー内に遺留した物品（以下「遺留品」といいます。）について、当社は保管の義務を負わないものとし、その滅失、毀損、盗難等について一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社が遺留品を発見した場合には、当社の判断により一定期間これを保管することがありますが、当該保管は当社の任意によるものであり、保管義務を負うものではありません。
- 3 前項の保管期間を経過しても遺留品の引取りがない場合、当社は借受人の承諾を得ることなく、当該遺留品を処分することができるものとします。
- 4 遺留品の返還に要する送料その他の費用は、借受人の負担とします。
- 5 食品、飲料、危険物その他保管が困難な物品については、当社は発見次第廃棄することができるものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第23条

- 1 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 2 借受人は、第12条第1項により借受期間を短縮したときは、解約時点までの借受期間に対応する貸渡料金のほか、別途定める中途解約手数料を支払うものとします。
- 3 前項の場合において、既に受領した貸渡料金と前項の合計額に差額が生じたときは、当社はその差額を借受人に返還するものとします。

(返還場所等)

第24条

- 1 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(実費、人件費、および当該回送に伴う営業補償等を含みます。)を負担するものとします。
- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に掲げる返還場所変更違約料を当社に支払うものとします。
 - (1) 返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の2倍に相当する金額
 - (2) 当社が別途定める違約金

(不返還となった場合の措置)

第25条

- 1 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるとき(借受期間終了後24時間を経過しても連絡が取れない場合を含みます。)は、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第30条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの時価相当額および営業補償を含みます。)について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

第26条

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社の営業時間外等の理由により当社への連絡が困難な場合は、当社が指定する保険会社等の緊急連絡窓口へ連絡し、指示を受けるものとします。この場合、当該窓口への連絡をもって、当社への連絡が行われたものとみなします。
- 3 借受人又は運転者は、前項の措置をとった場合、翌営業日の当社の営業時間内に改めて当社へその内容を報告するものとします。

(事故発生時の措置)

第27条

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置(警察への通報等)をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

ただし、当社の営業時間外等の理由により連絡が困難な場合は、当社指定の保険会社の緊急 窓口へ連絡し指示を受けるものとし、これをもって当社への報告とみなします。この場合、借受人は翌営業日の当社の営業時間内に改めて当社へ詳細を報告するものとします。

- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意(過失割合の承認や金銭の授受を含みます。)をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
 - 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

第28条

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

ただし、当社の営業時間外等の理由により連絡が困難な場合は、当社指定の保険会社の緊急窓口へ連絡し指示を受けるものとし、これをもって当社への報告とみなします。この場合、借受人は翌営業日の当社の営業時間内に改めて当社へ詳細を報告するものとします。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類(警察が発行する盗難届受理番号等を含みます。)等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第29条

- 1 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由(不可抗力、または第三者の過失による事故等)により生じた場合は、当社は、受領の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

第30条

- 1 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第37条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
- 2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気(禁煙車で喫煙、ペットの無断同乗、飲食物の放置等を含みます)等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところによりノンオペレーションチャージ(NOC)として損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合は除きます。
- 3 前項の営業補償(NOC)は、第21条第4項に定める無断延長に伴う違約料、および第18条に定める駐車違反関係費用とは別に、実損害に対する補償として請求するものとし、借受人はこれに同意するものとします。

- 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー(第37条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。)の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

(保険及び補償)

第31条

- 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - 対人補償
1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みます。)
 - 対物補償
1事故につき無制限(免責金額5万円もしくは10万円)
 - 車両補償
1事故につき時価額(免責金額5万円もしくは10万円)
 - 人身障害
1名につき搭乗中のみ3,000万円
搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行われる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。
- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合(警察への届出がない場合、第17条の禁止行為に該当する場合等)、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害により、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
- 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金(免責金額、および保険金を超える損害)を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第32条

- 当社は、借受人又は運転者が使用中に本約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができます。この場合、借受人又は運転者は直ちにレンタカーを当社に返還し、当社の指示に従うものとします。なお、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害(車両の回収に要した費用、営業補償、および第30条に定める賠償額等を含みます。)を支払うものとします。

(同意解約)

第33条

- 借受人は、使用中であっても、前日の営業終了時刻までに当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料 = {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%
- 前各項の規定にかかわらず、当日の申し出による解約、または貸渡期間の短縮により適用される料金プランや特典等の条件を満たさなくなった場合、当社は受領済の貸渡料金を返還しない、あるいは適正な料金での再計算を行うことができるものとします。

第9章 プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則

(電気自動車の利用)

第34条

- 1 借受人及び運転者は、レンタカーがプラグインハイブリッド車及び電気自動車(以下「電気自動車等」といいます。)の場合、当社が定める車両取扱説明書その他の細則を遵守するものとします。
- 2 借受人は、貸渡時の充電状態が満充電とは限らないこと、および借受期間中の充電費用および充電に要する時間は借受人の負担となることを予め承諾するものとします。
- 3 借受人及び運転者は、電気自動車等の返還にあたり、別に定める「電気自動車等利用細則」に基づき、一定以上の充電残量および航続可能距離を維持して返還するものとします。
- 4 前項の基準を下回って返還された場合、借受人は、次のお客様への提供に向けた急速充電費用および車両管理工数に対する「充電不足精算金」を支払うものとします。
- 5 借受人及び運転者は、気温、運転方法、およびエアコン等の電装品の使用状況により走行可能距離が著しく変動することを認識し、自らの責任で充電管理を行うものとします。充電不足により走行不能となった場合のレッカー費用、および車両回収にかかる一切の費用は借受人の負担とします。

第10章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第35条

- 1 当社が借受人及び運転者の個人情報を取得、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介、これらに関するサービスの提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、電子メールの送信等の方法により案内するため。
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について審査を行うため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計し、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第36条

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (3) 第25条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
 - (4) 第30条第2項に定める損害賠償額(NOC等)および貸渡料金等の未払いが発生し、当社の督促に応じない場合
- 2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第11章 雑則

(代理貸渡し)

第37条

- 1 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます。)においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。(これを「代理貸渡し」といいます。)
 - (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
 - (2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - (3) 提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。
- 2 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。
- 3 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。

- 4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

(相殺)

第38条

当社は、本約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

第39条

借受人は、本約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第40条

借受人又は運転者及び当社は、本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(細則及び約款の掲示等)

第41条

- 1 当社は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則は本約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第42条

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第43条

- 1 準拠法は、日本法とします。
- 2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款の内容に相違又は齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

附則 本約款は、2006年(平成18年)4月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2007年(平成19年)12月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2012年(平成24年)6月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2014年(平成26年)6月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2019年(令和元年)10月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2020年(令和2年)8月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2021年(令和3年)12月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2022年(令和4年)4月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2022年(令和4年)10月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2023年(令和5年)3月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2024年(令和5年)7月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2025年(令和7年)1月1日から施行します。

附則 本約款(一部改正)は、2026年(令和8年)4月1日から施行します。